

■報告第3号
～第5号

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

平成24年度から平成25年度に掛けて施工した「田野々幼稚園解体及び認定こども園たのの新築工事」の振動が原因と推定される家屋の亀裂の進展が工事後の調査により確認されたため、「高知県の公共事業に係る工事の施工に伴う建物等の損傷等の共通仕様書」等により賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

●報告第3号

【内容】

発生場所	四万十町 大正 地内
概要	田野々幼稚園解体及び認定こども園たのの新築工事に伴う振動により、隣接する家屋（鉄骨造平家建車庫）に損害が発生したもの。
専決処分日	平成27年2月20日
補償費	153,450円
相手方	住所（略） 氏名（略）

【亀裂の進展状況】



【事前調査時】

損傷の状況 幅 2.0mm 長さ 170cm

【事後調査時】

損傷の状況 幅 10.0mm 長さ 490cm



【事前調査時】

損傷の状況 幅 1.5mm 長さ 全長

【事後調査時】

損傷の状況 幅 2.0mm 長さ 165cm

●報告第4号

【内容】

発生場所	四万十町 大正 地内
概要	田野々幼稚園解体及び認定こども園たのの新築工事に伴う振動により、隣接する家屋（木造平家建倉庫）に損害が発生したもの。
専決処分日	平成27年2月20日
補償費	35,896円
相手方	住所（略） 氏名（略）

【亀裂の発生状況】



【事前調査時】

亀裂の発生なし

【事後調査時】

損傷の状況 幅 0.3mm 長さ 31cm



【事前調査時】

亀裂の発生なし

【事後調査時】

損傷の状況 幅 髪の毛程度
長さ 25cm

●報告第5号

【内容】

発生場所	四万十町 大正 地内
概要	田野々幼稚園解体及び認定こども園たのの新築工事に伴う振動により、隣接する家屋（木造平家建住宅）に損害が発生したもの。
専決処分日	平成27年2月20日
補償費	111,361円
相手方	住所（略） 氏名（略）

【亀裂の発生状況】



【事前調査時】

亀裂の発生なし

【事後調査時】

損傷の状況 幅 髪の毛の毛程度
長さ 18cm



【事前調査時】

亀裂の発生なし

【事後調査時】

損傷の状況 幅 髪の毛の毛程度
長さ 30cm